

警察官等の服制に関する施行細則（訓令）

平成6年3月25日

警察本部訓令第3号

警察官の服制に関する規則（平成5年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、
栃木県警察の警察官等の服制について必要な事項を定めたもの。

主な内容

- 服制の遵守及び端正な服装の保持
- 着用期間
- 服装等の一部省略
- 携帯品